

令和元年度 二宮町プレミアム付商品券事業計画書

1. 目的 消費税・地方消費税引き上げによる低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和し、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯主向けの二宮町プレミアム付商品券事業を町と連携し実施する。
2. 名称 二宮町プレミアム商品券
3. 発行予定総額 100,000,000円（プレミアム分20,000,000円を含む）
4. プレミアム率 25%上乗せ方式（500円券1枚につき100円上乗せ）
5. 発行券 1冊4,000円（500円券・10枚綴り）
6. 発行冊数 20,000冊（1冊・500円券×10枚綴り）
7. 販売対象者 ① 令和元年度の住民税非課税者
② 3歳未満児（平成28年4月2日から令和元年9月30日に生まれた子）の属する世帯の世帯主
8. 販売方法 上記①は対象者から町へ購入希望申請を行い、町から「購入引換券」を送付。
②は町から対象者へ直接「購入引換券」を送付。
*①②の対象者が持参した商品券購入引換券により本人確認を行い販売する。
9. 販売限度額 1人2万円（2万5千円分）＜500円券×10枚綴り／1冊×5冊＞
*購入単位：4,000円／1冊（商品券利用可能額5,000円）購入回数：5回
10. 販売期間 令和元年9月17日（火）～令和2年2月14日（金）
11. 販売場所及び時間 二宮町役場
*平日の午前9時～午後3時（休日等、適宜特別販売日を設定する）
12. 使用期間 令和元年10月1日（火）～令和2年2月29日（土）
13. 取扱事業者の登録
 - (1) 登録要件 ①町内に事業所を有する二宮町商工会員
②対象業種は、小売店、飲食店、サービス業、その他（運輸通信業、工業、建設業、農林水産業等）とする。
③新規に商工会加入を希望する者は、今後5年間継続して商工会員であることが条件。
④使用済み商品券を換金するために、指定金融機関に口座を設けること。
 - (2) 登録期間 令和元年6月10日（月）～6月28日（金）
*会員には応募用紙を送付。
14. 利用時の取扱い方法
 - (1) 釣り銭 商品券の額面に満たない利用には、釣り銭の支払いはできない。
 - (2) 制限品目 次の商品または取引は、商品券の利用はできない。
 - ・有価証券、他の商品券、プリペイドカード、チケット、切手、官製葉書、たばこ（「たばこ事業法第36条第1項」による。）、回数券、乗車券等
 - ・仕入等の事業資金及び買掛金、未払金等の債務決済
15. 事業者の換金について
 - (1) 換金指定場所 中南信用金庫二宮支店・中南信用金庫中里支店・さがみ信用金庫二宮支店
 - (2) 換金方法 使用済み商品券を指定金融機関の窓口で換金する。
*換金は指定金融機関の口座へ振込む。
*指定金融機関に口座がない場合は、新規に口座を開設する。
 - (3) 換金期間 令和元年10月1日（火）～令和2年3月10日（火）の営業日とする。
 - (4) 換金手数料 なし